

平成29年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《神戸市ものづくり工場指定管理者》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項</p> <p>① 指定管理者協定書に基づいた事務処理をするべきもの</p> <p>ア 業務の一部を第三者に請負わせる際に本市の事前承諾を受けるべきもの</p> <p>指定管理者協定書では、指定管理者は、指定管理業務の執行にあたり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならず、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は事前に本市の承諾を受けることとなっており、その際、当該契約書の写し等を本市に提出しなければならないとされている。</p> <p>指定管理者は、その構成員が指定管理業務のうち建物管理業務を担当し、このうちエレベータ、中央監視装置の保守点検など一部の業務はそれぞれ請負契約を締結して専門業者に発注している。しかしながら、当該請負契約に係る事前の本市の承諾、及び請負契約書の写しの提出については確認できなかった。</p> <p>指定管理者は、指定管理者協定書に基づいて適正な事務処理を行うべきである。また、本市所管局は適正な事務処理をするよう指定管理者を指導するとともに、当該請負の内容を確認するべきである。</p> <p>イ 事業報告書の記載内容を修正するべきもの</p> <p>指定管理者協定書の仕様書においては、指定管理者は一事業年度が終わるごとに工場の管理運営業務及び利便施設の管理運営業務について、事業報告書を毎年4月末までに本市に提出し、5月に本市との間で開催される連絡調整会議において報告を行うものとしている。</p> <p>事業報告書では管理経費の支払状況について報告することとなっているが、併</p>	<p>指定管理業務開始時における指定管理者の手続き漏れが原因であり、本市においても申出がなかったため確認を行っていなかった。次年度は、指定管理者に対して、協定書の内容に関する「チェックリスト」に基づく適正な事務管理を徹底させるとともに、所属担当職員に請負契約の内容について確認を徹底する。</p> <p>事業報告書の管理経費の支払状況と3月分月次報告書（4月20日）との間で年度合計額が異なっていた原因は、事業報告書の作成時点と3月の月次報告書の作成時点での最終金額の確認不足及び転記ミスが原因であった。また、指定管理業務のうち工場活性化協議会運営費の事業報告書への記載漏れの原因は、今期（平成26年度から4年間）から新たに当該項目が追加されているにも関わらず、前期（平成25年度）の</p>	<p>措置方針</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>せて報告された3月の月次報告書における年度合計額と比較すると複数の費目で執行額が異なっていた。</p> <p>また、指定管理業務のうち工場活性化協議会運営費は、月次報告書には記載されているが、事業報告書には記載されていなかった。</p> <p>指定管理者は、指定管理者協定書に基づいて適正な事務処理を行うべきである。また、本市所管局は提出された書類の確認を行うとともに、適正な事務処理をするよう指定管理者を指導するべきである。</p>	<p>様式をそのまま使用していたためであった。</p> <p>なお、指定管理者から平成29年12月20日、指摘事項について修正の上、受領済である。今後、同様の間違いが生じないように相互に齟齬のないよう一括して確認する体制を整えるよう改善を要請するとともに、所属担当職員に内容確認を徹底した。</p>	
<p>(2) 意見</p> <p>① 指定管理業務に係る共同事業体構成員間の契約について</p> <p>指定管理者は、応募時に構成員間で締結したうえ本市に提出した共同事業体協定書（出資割合の規定なし）の他に、各構成員の分配額等を規定するため、同協定書第9条に定める職務分担表に記載した構成員の担当業務のうち施設の維持管理に関する業務（設備管理・清掃・植栽管理・警備の各業務及び事務管理業務）に関して、共同事業体の代表者から構成員への業務委託契約を締結していた。</p> <p>しかし、この委託対象業務は共同事業体協定書第9条（構成員の職務分担及び責任）の規定によると構成員の担当業務とされており、改めて委託契約を締結する意義はないと考えられる。</p> <p>指定管理者は、共同事業体協定書の規定内容に基づいて、当該契約書に規定されている内容に関しては構成員間で詳細部分に関する協定等を別途締結するなど、委託契約以外の方法による対応を検討されたい。</p>	<p>指定管理者に対して共同事業体協定書の規定内容に基づき、構成員間で協定等を締結して対応を行うよう依頼しており、次年度より実施する予定である。</p>	措置方針